		Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について																													
		1．就学援助制度の周知方法																													
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）											（3）　就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）						（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）								（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他（内容を（2）に記入してください）	（2）（1）のコの内容	ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受付け	イ．随時申請を受付けており、年度当初から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他（内容を（4）に記入してください。）	（4）（3）のオの内容・補足事項	ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他（内容を（6）に記入してください。）	（6）（5）のキの内容	ア．目につきやすいウェブサイトや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間給援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
35	35	22	17	11	14	15	7	21	3	2	9	9	2	2	31	0	0	0	13	8	15	0	0	0	1	1	13	1	10	11	3	5
群馬県	前橋市	○	○	○	○	○		○							○						○								○	○		
群馬県	高崎市	○			○	○	○	○							○				○								○		○			○
群馬県	桐生市	○			○										○				○											○		
群馬県	伊勢崎市	○			○			○		○					○						○								○		○	
群馬県	太田市	○			○			○							○						○								○		○	
群馬県	沼田市	○				○		○							○				○								○			○		
群馬県	館林市	○	○		○			○							○				○													○
群馬県	渋川市	○	○	○	○	○	○	○							○				○								○		○	○		
群馬県	藤岡市	○	○		○			○							○				○								○					
群馬県	富岡市			○	○	○	○	○	○						○						○						○					
群馬県	安中市				○	○		○							○						○						○		○			
群馬県	みどり市		○		○	○	○	○							○						○						○		○	○		
群馬県	榛東村	○		○									○						○													
群馬県	吉岡町	○	○	○		○		○			○	学校や子育て担当課等と連携し、個別の問合せに対応している			○						○						○		○	○		
群馬県	上野村			○											○						○									○		
群馬県	神流町	○					○							○							○											○
群馬県	下仁田町			○	○	○	○								○						○						○					
群馬県	南牧村							○		○			○						○													
群馬県	甘楽町		○			○									○						○											
群馬県	中之条町	○	○								○	・民生委員の家庭訪問の中で、家庭の経済状況や保護者からの相談等により、制度の紹介を行う。 ・保護者からの直接の相談により、制度の紹介を行う。			○					○								○					
群馬県	長野原町										○	・援助の必要と思われる家庭へ個別に周知			○				○													
群馬県	嬬恋村		○				○	○	○						○				○													○
群馬県	草津町	○	○								○	年度当初の担任による家庭訪問時に各家庭の状況、保護者からの問合せに対し、教員が保護者に制度を説明のうえ、申請書等を配布。		○						○													
群馬県	高山村	○	○						○						○						○											
群馬県	東吾妻町	○	○												○						○											
群馬県	片品村					○									○				○													
群馬県	川場村		○	○											○						○						○					
群馬県	昭和村	○		○		○		○			○	オの際に、教育委員会から制度説明をしている			○						○									○		
群馬県	みなかみ町					○		○							○				○	○												
群馬県	玉村町	○	○								○	就学時健診の案内に教育委員会が書類を同封のほか、離婚届等提出時にひとり親援助制度一覧表を配布			○					○									○	○		
群馬県	板倉町				○	○		○							○						○				○	年度当初の申請については、民生委員意見の記入欄があるため、保護者が民生委員へ提出し、民生委員が意見記入後に教育委員会へ提出している。						○
群馬県	明和町	○						○			○	9月頃に新年度の小・中学校入学予定者に対して、園、学校を通して書類を配布または直接送付			○						○						○			○		
群馬県	千代田町	○	○	○				○			○	夏休み前に教育委員会より学校を通じて就学援助制度の書類を配布			○					○								○				
群馬県	邑楽郡大泉町	○	○		○			○			○	庁舎窓口でのリーフレットの設置			○				○										○	○	○	
群馬県	邑楽町	○	○	○		○		○							○					○							○					

都道府県	市町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○） <小学校> (1) 実施・検討状況について						<小学校> (2)(1)のカの内容	<小学校> (3)(1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校> (4)(1)でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									<小学校> (5)(1)でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）											<小学校> (6)(5)のコの内容	<小学校> (7) (4)でア、イ、ウ、エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③(7)の場合）支給時期	<小学校> (8)(1)でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）						<小学校> (9)(8)のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を(2)に記入してください。）		ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他（内容を(7)に記入してください。）															
35	35	25	4	5	0	1	0	1	25	0	0	4	0	0	0	0	1	2	9	13	0	11	10	7	12	6	4	4	1	0	3	3	0	1	0	4	0	0	0
群馬県	前橋市	○							○											○		○	○	○	○	○													
群馬県	高崎市	○							○											○					○														
群馬県	桐生市	○							○											○		○			○														
群馬県	伊勢崎市	○							○										○			○			○			○											
群馬県	太田市	○							○										○			○		○														
群馬県	沼田市	○							○											○						○													
群馬県	館林市	○							○											○					○						○	就学時健康診断の際に、市教育委員会職員が書類を配付するとともに説明をする。								
群馬県	渋川市	○							○									○				○		○	○	○													
群馬県	藤岡市	○							○											○					○														
群馬県	富岡市	○							○										○					○	○			○											
群馬県	安中市	○							○									○							○														
群馬県	みどり市	○							○										○				○		○														
群馬県	榛東村	○							○										○					○															
群馬県	吉岡町	○							○											○		○	○	○		○													
群馬県	上野村		○									○																											
群馬県	神流町			○																																○			
群馬県	下仁田町		○									○																											
群馬県	南牧村					○																																	
群馬県	甘楽町	○							○											○			○																
群馬県	中之条町	○							○											○			○					○											
群馬県	長野原町			○																																○			
群馬県	嬬恋村	○							○											○			○						○										
群馬県	草津町	○							○										○							○	○												
群馬県	高山村			○																																○			
群馬県	東吾妻町		○									○																											
群馬県	片品村		○									○																											
群馬県	川場村			○																															○		○		
群馬県	昭和村			○				令和4年4月1日の教育委員会で支給決定し、6月の支給を前倒しし、4月中に支給している。																																
群馬県	みなかみ町	○							○											○		○					○												
群馬県	玉村町	○							○										○				○					○			○	就学時健診の案内に教育委員会が書類を同封している								
群馬県	板倉町	○							○											○					○														
群馬県	明和町	○							○								○					○									○	9月頃に新年度の入学予定者に対して、こども園を通して書類を配布または直接送付								
群馬県	千代田町	○							○											○		○	○				○												
群馬県	邑楽郡大泉町	○							○										○			○	○		○														
群馬県	邑楽町	○							○										○			○	○	○		○	○												

都道府県	市町村名	＜中学校＞ （1） 実施・検討状況について							＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全て に○）						＜中学校＞ （5）（5）の工及びオの内容	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護） （1） 当てはまるもの１つに○をしてください。							（2） （1）のキの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品や その費用 を無償化し ている ため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を（2）に記入してください。）	＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へ、した場合の対応など、事務量が増加するから	エ. （入学前支給である）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を（6）に記入してください。）	＜中学校＞ （6） （5）のエ及びオの内容	ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ. 就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他（内容を（2）に記入してください。）	
35	35	25	4	4	1	1	0	1	25	0	0	4	0	0	0	0	1	1	9	14	0	1	0	4	0	0	0	8	3	20	0	2	0	2	4
群馬県	前橋市	○							○											○										○					
群馬県	高崎市	○							○											○								○							
群馬県	桐生市	○							○											○										○					
群馬県	伊勢崎市	○							○										○										○						
群馬県	太田市	○							○										○									○							
群馬県	沼田市	○							○											○								○							
群馬県	館林市	○							○											○									○						
群馬県	渋川市	○							○											○										○					
群馬県	藤岡市	○							○											○										○					「家計急変世帯」という枠組みでの認定基準は設けていないが、途中申請と同様に扱い、今あ る申請要件に沿って認定作業を行う。
群馬県	富岡市	○							○										○									○							
群馬県	安中市	○							○									○										○							
群馬県	みどり市	○							○										○											○					
群馬県	榛東村	○							○										○													○			
群馬県	吉岡町	○							○											○									○						
群馬県	上野村		○									○																		○					
群馬県	神流町			○																				○						○					
群馬県	下仁田町		○									○																○							
群馬県	南牧村					○																								○					
群馬県	甘楽町	○							○											○										○					
群馬県	中之条町	○							○											○										○					
群馬県	長野原町			○																				○						○					
群馬県	嬬恋村	○							○											○										○					
群馬県	草津町	○							○										○															○	家計急変世帯の認定基準は整備していないが、申請希望があれば申請書等の配布を行う。
群馬県	高山村			○																				○				○							
群馬県	東吾妻町		○									○																						○	現在のところ対応は検討していない
群馬県	片品村		○									○																				○			
群馬県	川場村			○																		○		○						○					
群馬県	昭和村				○			令和4年4月1日の教育委員会で支給決定し、6月の支給を前倒しし、4月中に支給している。																						○					
群馬県	みなかみ町	○							○											○								○							
群馬県	玉村町	○							○										○											○					
群馬県	板倉町	○							○											○										○					
群馬県	明和町	○							○								○													○					
群馬県	千代田町	○							○											○										○					
群馬県	邑楽郡大泉町	○							○										○											○					
群馬県	邑楽町	○							○										○											○					例年、申請は随時受付しているが、その場合には直近3月分の収入額が確認できる書類も審査書類としている。

都道府県	市町村名	4. 就学援助制度の模擬規定・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限額に掛ける係数（倍率）		(6) (3)でトと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応										
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由していると奇等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活の保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数(倍率)を(4)に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数(倍率)を(4)に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数(倍率)を(4)に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および自安額を(5)に記入してください。）	テ. その他（内容を(6)に記入してください。）	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		(2) (1)にて「ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。					(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ. 反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																									ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所帯層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他（(3)に内容を記載してください。）		年	月	
35	35	29	29	26	24	26	28	15	13	22	23	17	14	19	19	10	6	3	0	5	19	0	5	1	9	7	3	4	2	0	0	7	7	
群馬県	前橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.1					○						平成24	12	15%未満
群馬県	高崎市															○					1.3					○						平成25	4	10%未満
群馬県	桐生市	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○																				15%未満
群馬県	伊勢崎市																	○			1.1													10%未満
群馬県	太田市	○	○														○				1.6					○						平成24	12	10%未満
群馬県	沼田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○																			10%未満
群馬県	館林市																○				1.3					○						不明	不明	10%未満
群馬県	渋川市	○																○			1.3													10%未満
群馬県	藤岡市	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○		○					○				(3)の認定基準のうち、サとスの要件で申請を受けた場合に、別条件として特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額の1.2倍以下であることを付け加えている。										10%未満
群馬県	富岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			10%未満
群馬県	安中市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.3													10%未満
群馬県	みどり市	○	○	○		○	○			○	○					○					1.3					○						平成24	2	10%未満
群馬県	榛東村		○				○									○					1.2				○			○						10%未満
群馬県	吉岡町	○	○	○	○	○	○							○		○					1.3				○			○						10%未満
群馬県	上野村	○	○	○	○	○	○			○	○									○				上野村教育委員会が給付を必要があると認める者										0%未満
群馬県	神流町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○																				15%未満
群馬県	下仁田町	○		○	○	○	○	○	○		○				○					○				地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額がないこと										10%未満
群馬県	南牧村	○	○	○	○	○	○			○	○				○																			10%未満
群馬県	甘楽町	○	○				○																											5%未満
群馬県	中之条町	○	○	○	○	○	○					○		○		○					1.3				○		○							10%未満
群馬県	長野原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			10%未満
群馬県	嬬恋村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				5%未満
群馬県	草津町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○		○				1.3				○				○					10%未満
群馬県	高山村	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○																			10%未満
群馬県	東吾妻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			5%未満
群馬県	片品村	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○				・国民健康保険料の減免 ・各項目のほか、学校長又は民政児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者で、教育委員会で認める者										10%未満
群馬県	川場村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				○		○							5%未満
群馬県	昭和村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○				その他、学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者で教育委員会で認める者										5%未満
群馬県	みなかみ町	○	○	○	○	○	○			○	○				○																			5%未満
群馬県	玉村町																○				1.2					○						平成24	12	5%未満
群馬県	板倉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2				○			○						5%未満
群馬県	明和町	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○	○					1.2				○		○							10%未満
群馬県	千代田町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					1.5				○			○						10%未満
群馬県	邑楽郡大泉町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○				1.2					○						平成24	12	15%未満
群馬県	邑楽町		○													○					1.5				○				○					10%未満

7. 令和4年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1） 費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										（5）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	
35	35	35	0	0	10	10	10	25	25	0	1	34	0	0	7	7	7	27	27	0	0	7	6	6	0	0	0	0	0	4	4	34	12	12	18	18	18	3	3	2	3	23
群馬県	前橋市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0							該当なし	○			○	22,690	11,458					
群馬県	高崎市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	8,487					校外活動費（宿泊を伴うもの）については、新型コロナウイルス感染拡大により実績なし
群馬県	桐生市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	8,842								医療費については令和3年度実績なしのため、0円として記載
群馬県	伊勢崎市	○			○	11,630	10,986					○						○	54,060													○			○	22,690	7,700					オンライン学習通信費は令和4年度に費目を新設したため、支給平均額は令和4年度の予算単価になります。 校外活動費（宿泊を伴うもの）および医療費の令和3年度支給実績はありません。
群馬県	太田市	○						○	11,630			○						○	57,000			○	○	4,461								○				22,690	8,340					（1）について、小学1年生は通学用品費の支給なし。 令和3年度は郊外活動費（宿泊を伴うもの）、医療費は実績なし。
群馬県	沼田市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	8,898								通学費・・・該当者なしのため、令和3年度実績なし。 校外活動費（宿泊あり）・・・宿泊を伴う校外学習の実施がないため令和3年度実績なし 医療費・・・対象費目ではあるが、福祉医療給付のため実績なし
群馬県	館林市	○			○	11,630	10,161					○			○	51,060	51,060					○	○	0						○		○	○	17,530								「通学費」「医療費」「クラブ活動費」の対象者は0人のため、支給額0円。
群馬県	渋川市	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	7,757								校外活動費(宿泊を伴うもの)は、対象者が存在しないため支給実績無し。 医療費及び学校給食費は、費目として設定しているが、群馬県福祉医療費支給制度（15歳を迎えた最初の3月31日まで医療費無料）及び本市給食費完全無料のため実績無し。
群馬県	藤岡市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	14,862								(1)において、校外活動費(宿泊を伴うもの)と医療費はR3年度実績なし。
群馬県	富岡市	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	0								○	○	23,163								・通学用品費は、小学2年生から小学6年生に対して、一定額の2，270円を支給しています。 ・修学旅行費と校外活動費は、各学校からの実施報告を待って支給額を決定するため、予算額を記載してあります。 ・通学費については実績がありません。
群馬県	安中市	○						○	14,780			○						○	54,060													○	○	23,681								
群馬県	みどり市	○			○	11,630	11,192					○						○	51,060													○	○	8,453								校外活動費（宿泊を伴うもの）及び生徒会費は、対象費目はあるが実績はなし。 学校給食費は、平成29年4月から給食費無償化。
群馬県	榛東村	○						○	11,630			○						○	54,060													○						○	22,690			通学用品費：小学校2年～6年　2，270円 校外活動費（宿泊を伴わないもの）：小学校各学年に校外活動の授業がある場合　1，600円 校外活動費（宿泊を伴うもの）：小学校5年生　3，690円 修学旅行費は6年生のみ。修学旅行に行かなかった場合は支給しない。PTA会費については同じ学校に兄弟がいる場合は各世帯1人に支給する。新入学児童生徒学用品費は年度途中の申請者については支給しない。
群馬県	吉岡町	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	0							実績なし	○	○	22,960	○	22,960	22,960					PTA会費については、世帯会費のため、その学校に在籍する一世帯に対する支給金額（長子に支給） オンライン学習通信費については支給していないが、希望する世帯には1人につき1台のモバイルルータの貸し出しを行い、町で通信料の支払をしている。
群馬県	上野村	○			○	11,630	0					○			○	54,060	0													○		○			○	22,690	0					給食費・医療費・通学費、全児童無償化
群馬県	神流町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	0					修学旅行、郊外活動（宿泊を伴うもの）は実績なしのため
群馬県	下仁田町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	25,907								
群馬県	南牧村	○			○	11,630	11,630																																		
群馬県	甘楽町	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	22,690	22,690					支給平均額は令和3年度実績
群馬県	中之条町	○						○	11,630			○						○	51,060													○						○	21,890			準要保護の費目として学校給食費を設けているが、平成31年4月から町の子育て支援施策として幼稚園・小学校・中学校の児童生徒全員の学校給食費を無償化しているため、実際には準要保護での支給は行っていない。
群馬県	長野原町	○			○	11,640	11,640					○			○	51,110	51,110															○			○	18,000	18,000					・校外活動費（宿泊を伴うもの）：実績なし。 ・オンライン学習通信費：令和4年度に費目を新設 ・学校給食費：無償化
群馬県	嬬恋村	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	51,060															○							○	実費の8割		
群馬県	草津町	○						○	11,630			○						○	54,060											○	草津町遠距離通学日にて対象者へ支給のため。	○						○	22,690			
群馬県	高山村	○			○	11,630	8,325					○			○	54,060	51,060															○			○	22,690	22,690					
群馬県	東吾妻町	○			○	11,630	10,945					○			○	51,060	51,060															○			○	22,690	22,690					通学費　・無償のスクールバスまたは徒歩での通学のため 体育実技用具費　・用具購入がなかったため 校外活動費（宿泊を伴うもの）　・各学校で宿泊を伴う校外活動がなかったため クラブ活動費　・クラブ活動に伴う費用が発生しなかったため 生徒会費　・小学校での会費徴収無し 学校給食費　・給食の無償化のため
群馬県	片品村	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	21,580								
群馬県	川場村	○						○	12,000			○						○	21,200													○			○	25,000	0				対象者なし	
群馬県	昭和村	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	51,060	51,060					
群馬県	みなかみ町	○						○	※		1年11,640円 その他13,590円	○						○	51,110													○			○	21,580	20,720					
群馬県	玉村町	○						○	13,900			○						○	54,060													○			○	22,690	18,252					校外活動費（宿泊を伴うもの）の活動実績は無し。
群馬県	板倉町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	22,586					校外活動費（宿泊を伴うもの）：実績なし。 学校給食費：全児童生徒対象の学校給食費無料化に伴い、実績なし。
群馬県	明和町	○						○	11,520			○						○	50,600													○			○	21,670	21,670					校外活動費（宿泊を伴うもの）については、コロナの影響により実績なし。
群馬県	千代田町	○			○	11,630	11,630					○			○	51,060	51,060															○			○	22,690	20,795					
群馬県	邑楽郡大泉町	○						○	11,630			○						○	54,060			○								○	支給実績なし	○							○	22,690円(令和3年度予算計上単価)	支給平均額については記入が困難であるため、令和3年度予算計上単価を記入 援助費目はあるが支給実績のないものについては0円で記入
群馬県	邑楽町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	22,690								（1）「支給平均額」欄は、令和4年度予算単価を計上

| 都道府県 | 市町村名 | （2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |